

在宅介護対応住宅貸付のご案内

高齢化社会が進展するなか、暮らしやすい環境づくりは重要性を増しています。
組合員が次のような要介護者に配慮した構造を有する住宅の建築または改築費用を必要とするときに貸付を行います。

- 段差の解消
- 手すりの設置または将来設置可能な下地補強
- 車いすが利用できる幅の廊下および居室等の構造
- 洋式で広いトイレ
- 入浴しやすい浴槽等
- 介護機器の設置(ホームエレベーター・天井走行リフト・階段昇降機・その他)

当組合ホームページ
在宅介護対応
住宅貸付についてはこちら



貸付限度額	300万円	貸付金額の単位	10万円以上10万円単位
貸付利率	1.00% 変動金利	償還期間	借入金額に応じて最高300月
償還方法	貸付日の翌月から給与控除により元利均等償還		
申込書類	<ul style="list-style-type: none">● 貸付申込書 ダウンロード可● 借入状況等申告書 ダウンロード可● 金融機関等から借入がある場合、現在から将来に亘って償還額のわかる書類● 工事契約書の写し● 要介護に配慮した構造を有する工事見積書の写し● 設計図 そのほか住宅貸付に準ずる書類		

ダウンロード可
の書類は当組合HPよりダウンロードできます。

※上記書類のほかに、当組合が必要とする書類を提出いただく場合があります。

住宅貸付・災害貸付を利用している方へ 年末残高等証明書を交付します

平成19年1月以降に住宅貸付等(災害貸付・特例災害貸付・在宅介護対応住宅貸付を含みます。)を利用している方で、所定の要件に該当する場合は住宅借入金等特別控除により所得税が軽減されますので、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を交付します。

平成19年1月から平成20年12月まで、平成24年1月から令和2年12月までに貸付を受けた方

年末調整用として令和3年10月中旬に送付しております。

※令和3年12月末日現在の残高を証明するため、11月および12月の一部繰上償還は原則としてできません。

令和3年1月から令和3年12月までに貸付を受けた方

確定申告用として令和4年1月下旬に送付します。

- 留意事項**
- 今まで控除対象となっていた貸付でも、一部繰上償還をしたことにより償還期間が10年未満となった場合は、減税対象とならないため証明書は交付しません。
 - 所定の要件などの詳細は国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp/>】でご確認ください。

お問い合わせ先 福利厚生課(厚生係) TEL 029-301-1412